

## 第五十七号

## 都市計画法施行条例の一部改正について

都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**都市計画法施行条例の一部を改正する条例**

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「、平成十三年五月十七日から引き続き」を削り、「登記されている」を「登記されており、かつ、当該登記の年月日が平成十三年五月十七日以前である」に改め、「区域」の下に「。ただし、通路又は道路として使用される部分にあつては、この限りでない。」を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。

（法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為）

**第八条** 法第三十四条第十二号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、第六条第一号に掲げる土地の区域内において行う次に掲げる開発行為で、規則で定める基準に適合するものとする。

- 一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる事業の施行により、市街化調整区域内に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、従前の建築物の所有者がこれに代わる建築物を建築する目的で行う開発行為
- 二 市街化区域内又は市街化調整区域内に居住する世帯を構成する者が別世帯を構成するための建築物を建築する目的で行う開発行為
- 三 大規模既存集落（半径二百五十メートルの範囲内に二百以上（当該範囲内に小学校、中学校、市役所若しくは町役場（支所及び出張所を含む）、駅又は隣保館のいずれかが存する場合にあつては、百六十以上）の建築物が存する土地の区域をいう。）内において建築物を建築する目的で行う開発行為
- 四 知事が指定する道路に面する物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物を建築する目的で行う開発行為
- 五 特定活断層調査区域（徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）第五十五条第一項に規定する特定活断層調査区域をいう。以下この号において同じ。）内に存する建築物を特定活断層調査区域外へ移転するための建築物を建築する目的で行う開発行為

## 行為

(政令第三十六条第一項第三号ハの条例で定める建築物)

**第九条** 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 前条各号に規定する目的に係る建築物で、当該各号に規定する開発行爲の基準のうち建築物に係るものに適合するもの
- 二 相当期間適法に利用された後、やむを得ない事情により規則で定める用途の変更を行う建築物で、規則で定める基準に適合するもの

## 附則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第四号、第八条及び第九条の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされるものに係る許可について適用する。

## 提案理由

防災・減災対策の促進及び地域経済の活性化並びに手続の迅速化を図るため、条例で定める開発許可等の立地基準を緩和する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。